○東北地方整備局告示第百九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年五月十八日　　東北地方整備局長　徳山日出男

一　登録番号

東北地方整備局長　2

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人岩手県建築住宅センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	尾美　裕功
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十四年三月三十一日

公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年５月 18 日

近畿地方整備局長　上総　周平

1　処分をした年月日　平成23年６月29日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ヤンマーグリーンシステム株式会社　三浦　康男　大阪府大阪市北区茶屋町１―32　国土交通大臣許可（特―19）第22547号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、管工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成23年６月29日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年５月 18 日

近畿地方整備局長　上総　周平

1　処分をした年月日　平成23年９月15日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社エム・ケー建築工房　平田　全利　兵庫県尼崎市武庫之荘本町３―10―21　国土交通大臣許可(般特―19)第22515号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業、電気通信工事業に関する一般建設業の許可並びに土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成23年９月15日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年５月 18 日

近畿地方整備局長　上総　周平

1　処分をした年月日　平成23年９月15日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　冨士ネオ工業株式会社　田村　光延　大阪府大阪市西区江戸堀１―19―３　国土交通大臣許可（般―18）第8269号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（清掃施設工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成23年９月15日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年５月 18 日

近畿地方整備局長　上総　周平

1　処分をした年月日　平成23年４月28日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　第一建設株式会社　山本　健一　滋賀県守山市立入町475―１　国土交通大臣許可（特―18）第15441号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成23年４月28日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年５月 18 日

近畿地方整備局長　上総　周平

1　処分をした年月日　平成23年10月３日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　大和システム株式会社　広本　和彦　大阪府大阪市中央区西心斎橋２―２―３　国土交通大臣許可（特―22）第5497号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、内装仕上工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成23年10月３日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年５月 18 日

近畿地方整備局長　上総　周平

1　処分をした年月日　平成23年９月30日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　永大テクニカ株式会社　河本　明貞　大阪府大阪市住之江区平林南２―10―60　国土交通大臣許可（般―22）第21204号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、内装仕上工事業、建具工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成23年９月30日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年５月 18 日

近畿地方整備局長　上総　周平

1　処分をした年月日　平成23年９月30日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　シー・ティ・マシン株式会社　大高　　登　大阪府大阪市北区天神橋４―７―16扇町ビル　国土交通大臣許可（般―20）第16462号